

Q 娘が就職、身元保証人になったが……

甥が就職した際、「就職先に提出するため身元保証人になってほしい」と頼まれ、身元保証契約書にサインしました。万が一、甥が職場で何らかの不手際を起こした場合、私が全責任を負わなくてはいけないのでしょうか。

法律相談室

身元保証に関しては「身元保証に関する法律」で定められています。

同法によると、身元保証契約とは、労働者の行為によって会社が損害を受けた場合、その損害を賠償することを約束する趣旨の契約をいいます。そのため

元保証契約を更新することは可能ですが、その場合も有効期間は5年を超えることはできません。

なお、自動更新条項については無効と判断している裁判例もあります。そして、身元保証契約が有

効としても、身元保証人が全責任を負うとは限りません。

以上のように、仮に会社から損害賠償請求されてしまった場合、まずは

程度の注意を払ったか④労働者の業務または身上の変化⑤その他一切の事情を総合考慮して裁判所が損害額を定めるとしています。

契約期間と文言、確認を

め、契約書には「本人の身元を保証します」という抽象的記載では足りず、損害を賠償する趣旨が必要です。

法律では、身元保証人の責任が過大になるのを防ぐ趣旨から①労働者の監督に関する会社側の過失②身元保証契約を結ぶに至った事

契約書の文言と契約期間を確認してください。最終的に身元保証人がどの程度の責任を負うのかは、会社側との協議または裁判所の判断によって、事案ごとの個別事情を踏まえて決められることになります。

(回答=牧成明弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆様の法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。